

資格取得を目指す皆さんを応援します！

介護福祉士 ・ 社会福祉士

(対象:大学・短大・専門学校に進学する方)

(対象:短期養成施設・一般養成施設に進学する方)

岐阜県介護福祉士等修学資金 貸付制度のご案内

岐阜県福祉人材総合支援センターが介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する方に対し、**無利子**で修学資金の貸付を行う制度です。国家資格登録後**5年間**、**岐阜県内で介護または相談援助等の業務に継続して従事すれば**全額返還免除となる**返還免除型貸付金**です。

貸付対象者

介護福祉士・社会福祉士養成施設に入学する方で次のいずれかに該当する方

- 1 岐阜県内の養成施設に入学する方
- 2 岐阜県外の養成施設に入学する方で、岐阜県内に住所を有している（住民登録している）または、養成施設の入学年度の前年度に岐阜県内に住民登録をしていた方で、進学の為に県外に転居した方

貸付額

無利子。ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します。

月額(在学中)

5万円以内

年2回交付

+

入学準備金

20万円以内

初回のみ

+

就職準備金

20万円以内

最終回のみ

+

国家試験受験対策費用

4万円以内

卒業年度及びその前年度

※国家試験受験対策費用は介護福祉士養成施設に限ります

生活費加算

生活保護世帯の子ども、またはそれに準ずる世帯と認められた方には在学中の生活費を上乗せして貸付を行うことができます(生活費加算のみの貸付は行いません)。詳細はお問い合わせください。

返還免除の条件

次の全てを満たした場合に返還免除となります。

- 1 養成施設等を卒業後**1年以内**(国家試験に不合格となった場合等は**3年以内**)に
- 2 **介護福祉士・社会福祉士の登録**を行い、
- 3 **岐阜県内の施設**において
- 4 **介護または相談援助等の業務に従事し**
- 5 以後**継続して5年間**(過疎地域または中高年離職者は**3年間**)該当業務に従事した場合

連帯保証人

申請には要件を満たす連帯保証人が必要です。

個人

1名以上。申請者が未成年の場合には、申請者の連帯保証人は法定代理人とします。ただし、連帯保証人として適当な法定代理人がいなときは、法定代理人以外の方を連帯保証人に立ててください。

法人

外国人留学生の方で、法人を連帯保証人とする場合はお問い合わせください。

申請方法

岐阜県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。



問い合わせ先

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館3階

TEL.058-201-2261

岐阜県 介護福祉士等修学資金

検索

JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より岐阜バス 県庁経由「OKBふれあい会館」下車徒歩1分

JR西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車すぐ

